



2019年12月20日

各位

会社名 サン電子株式会社
 代表者名 代表取締役社長 木村 好己
 (コード番号 6736 東証 JASDAQ)
 問合せ先 取締役 山本 泰
 電話 052-756-5981

第三者割当により発行される第8回新株予約権及び 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

当社は、2019年12月20日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）の募集について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本日付公表の「事業提携に関するお知らせ」も合わせてご参照ください。

記

1. 募集の概要

第8回新株予約権

(1) 割 当 日	2020年1月6日 なお、払込期日は2020年1月14日とする。また、本引受契約（以下に定義する。）において、割当予定先は、クロージング日（以下に定義する。）に、本引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意する予定である。 「クロージング日」とは、2020年1月6日（以下「本割当日」という。）とする。但し、別途当社及び割当予定先が、2020年1月6日から2020年1月14日までのいずれかの日をクロージング日とする旨合意した場合には、当該日をいう。
(2) 新株予約権の総数	9,047個
(3) 新株予約権の発行価額	総額 10,024,076円
(4) 当該発行による潜在株式数	・当初行使価額（1,658円）における潜在株式数：904,700株 ・下限行使価額（1,244円）における潜在株式数：1,205,780株
(5) 調達資金の額	1,510,016,676円（差引手取概算額：1,501,692,372円）（注） （内訳） 本新株予約権発行分 10,024,076円 本新株予約権行使分 1,499,992,600円

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(6) 行使価額	<p>1株あたり1,658円</p> <p>2020年7月14日及び2021年7月14日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、1,244円（発行決議日の前営業日の終値に75%を乗じた額）とする。</p>						
(7) 募集又は割当方法	<p>第三者割当の方法による。</p>						
(8) 割当予定先	<table border="0"> <tr> <td>投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号</td> <td>6,098個</td> </tr> <tr> <td>Inflexion II Cayman, L.P.</td> <td>2,217個</td> </tr> <tr> <td>フラッグシップアセットマネジメント投資組合86号</td> <td>732個</td> </tr> </table>	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	6,098個	Inflexion II Cayman, L.P.	2,217個	フラッグシップアセットマネジメント投資組合86号	732個
投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	6,098個						
Inflexion II Cayman, L.P.	2,217個						
フラッグシップアセットマネジメント投資組合86号	732個						
(9) その他	<p>当社は、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号、Inflexion II Cayman, L.P. 及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合86号（以下、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）との間で、本日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結する予定です。本引受契約において、以下の内容が定められる予定です。なお、本新株予約権を割当予定先に割当てる日は2020年1月6日とする予定であります。</p> <p>(i) 本新株予約権及び本新株予約権付社債の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が規定される予定です。</p> <p>(ii) 当社は、本割当日から2025年1月14日又は割当予定先の当社に対する株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が2%を下回ることとなった日のいずれか早い日までの間、割当予定先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分（当社役員に対するストック・オプションの発行を除きます。以下同じです。）してはならず、また、本割当日から2025年1月14日又は割当予定先が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合（当社の役員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除く。）、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分する旨が規定される予定です。</p> <p>(iii) 当社は、割当予定先の事前の書面による同意なく、当社連結子会社である Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. が当社の子会社に該当しないこととなる当該子会社の株式の処分又はこれと同等の経済</p>						

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	<p>的効果を有する同子会社の事業の全部又は一部の譲渡若しくは会社分割その他の行為を行わず、また、当該行為を第三者をして行わせず、その他当該行為に対する承認等を行わないものとする旨を合意する予定です。</p> <p>(iv) 当社及び割当予定先の義務として、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない旨が規定される予定です。</p> <p>(v) 当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画（但し、当社の持株会社化を目的とする、当該新設分割により設立する会社の株式の全てを当社が保有する場合を除く。）の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合、当社が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当した場合又はそのおそれがあると合理的に認められる場合、並びに本新株予約権の発行後、①東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額とする。）の85%（但し、1円未満は切り捨てる。）を下回った場合、②いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、本割当日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の30%を下回った場合、③割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合、又は④東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨が規定される予定です。</p>
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

第1回新株予約権付社債

(1) 払込期日	2020年1月14日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2020年1月6日とする。 なお、本引受契約において、割当予定先は、クロージング日に、本引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意する予定である。
(2) 新株予約権の総数	49個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(4) 当該発行による潜在株式数	180,926株
(5) 調達資金の額	299,978,000円(差引手取概算額:293,324,304円)
(6) 行使価額又は転換価額	1株あたり1,658円 2020年7月14日及び2021年7月14日(修正日)において、当該修正日まで(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、1,244円(発行決議日の前営業日の終値に75%を乗じた額)とする。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	投資事業有限責任組合インフレクションII号 33個 InfleXion II Cayman, L.P. 12個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合86号 4個
(9) その他	当社は、投資事業有限責任組合インフレクションII号、InfleXion II Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合86号(割当予定先)との間で、本日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約(本引受契約)を締結する予定です。本引受契約において、上記「第8回新株予約権(9)その他」に記載の(i)乃至(iv)の内容に加え、以下の内容が定められる予定です。なお、本転換社債型新株予約権を割当予定先に割当てる日は2020年1月6日とする予定であります。 (i) 割当予定先は、2020年1月15日から2021年1月14日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しない。 (ii) (i)にかかわらず、①当社の連結の四半期損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件がクローリング日において満たされていなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反(軽微な違反を除く。)した場合には、割当予定先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できる。 (iii) 割当予定先は、当社に対して、利払日(別紙2記載の本新株予約権付社債の発行要項第14項第(1)号に定義します。以下同じです。)以外の日を償還日として、別紙2記載の本新株予約権付社債の発行要項第13項第(2)号(ロ)に基づく本新株予約権付社債の繰上償還を行うことを請求しないものとします。割当予定先は、別紙2記載の本新株予約権付社債の発行要項第13項第(2)号(ロ)①、②、③又は④に定める事由が生じた場合には、当社に対して、当該①、②、③又は④に定める方法に

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	<p>よる通知を行った上で、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、当該①、②、③又は④に定める償還金額と当該買入日の直前の利払日の翌日から当該買入日までの期間に係る利息相当額の合計額にて、買入れることを請求できるものとします。但し、当該請求に係る買入日を利払日と同日と定めることはできないものとします。</p>
--	---

2. 募集の目的及び理由

当社は、モバイルデータソリューション事業、エンターテインメント関連事業、新規 IT 関連事業の開発・製造・販売を主たる業務内容とする企業です。当社グループは、競争優位性を確保できると見込まれる複数の事業領域を持つことにより、事業の継続性を高めようと活動しております。このような考えのもと、経営方針として「情報通信とエンターテインメントへの集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を掲げ、中長期的な経営戦略として、以下の3点を推進しております。

- ① 情報通信（セキュリティ、コンテンツ、通信）関連分野での新たな顧客価値の創造
- ② エンターテインメント（遊技機）関連分野でのシェア拡大
- ③ グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、ハードウェアとソフトウェアの両方の技術を持つエンジニア集団として、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取組んでおります。

これらの中長期的な経営戦略を推進するうえで、エンターテインメント（遊技機）関連分野におきましては、2020年3月期第2四半期累計において、売上高27億84百万円（前年同期比37.3%増）、セグメント利益2億33百万円（前年同期は88百万円の損失）となっており、当セグメントは厳しい事業環境であるものの利益を維持し、成熟市場である点を踏まえると、当利益をベースとした事業が生み出す資金で十分な投資が可能な状態であります。一方、新規 IT 関連事業等の成長事業についてはモバイルデータソリューション事業の売上高84億91百万円（前年同期比7.9%減）、セグメント損失が12億73百万円（前年同期は8億68百万円の利益）、新規 IT 関連事業の売上高は6億98百万円（前年同期比55.0%増）、セグメント損失が2億6百万円（前年同期は4億80百万円の損失）であり、モバイルデータソリューション事業は一時的な費用が13億円ほどを占め、通常損益としては黒字である認識である一方、今後、事業をより飛躍させるためのM&A資金が不足しており、かつ新規 IT 関連事業はまだ市場開拓のフェーズにあり、今後もM&A等の手段を含めた事業開発において資金が必要であると考えています。

現在、当社のモバイルデータソリューション事業のうち、犯罪捜査機関等向けであるデジタル・インテリジェンス事業が属するデジタルフォレンジック（注1）市場につきましては、各国行政機関の安全保障に対する意識の高まり、デジタル化の進展及び犯罪捜査手法の進化等に伴い、需要の形を変えながら、引き続き成長が見込める市場環境にあります。このように、モバイルデータソリューション事業においては、デジタルフォレンジック市場が堅調に成長を続けており、かつその需要が幅広くなっていくことに対応するため、製品・サービス等の販促・研究開発を強力に推進しております。具体的には、デジタル化の進展及び犯罪捜査手法の進化等に伴い、需要の変化に対応することを目的とし、データ分析を正確かつ迅速に行い、また、データを保護するためのセキュリティをより幅広く活用できる製品・サービスを揃えていくことが必要となっております。このような動きの中で、2019年6月17日に開示しました連結子会社における第三者割当による優先株式の発行により122億円（110百万米ドル）の資金調達を行いました。これはデジタル・インテリジェンス分野におけるリーディングポジションを構築するための分析やPCなどのモバイル以外のフォレンジック企業のM&Aを目的として、連結子会社であるCellebrite社が調達しました（本日時点ではまだ検討段階であり、充当はありません）。一方、今回の調達はグループ全体で、デジタル・インテリジェンス分野を中核として、そのブランド力等が活かせるサイバーセキュリティ分野への戦略的なM&A及びその人材確保を

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

目的としたものとなります。

また、当社の新規 IT 関連事業に関して、M2M（注 2）/IoT（注 3）市場においては多くの企業が当該市場に参入しており、競争環境は厳しくなっております。また、AR（注 4）市場においても活発な研究開発がなされ、徐々に製品が発売されるなど、変化のある市場となっています。当社では、IoT に関連するセンサーデバイスやゲートウェイ、ルーター、次世代のデジタル端末として期待されるスマートグラスや AR、キャッシュレス社会の到来に向けた O2O（注 5）など新規 IT 関連事業の各事業の立ち上げを行っておりますが、十分な売上規模を達成できておりません。そのため、成長が見込まれる新規 IT 関連事業における売上げを早期に増加させるためには、市場・顧客の開拓、及びニーズの掘り起しが急務となっております。

さらに、当社では、高度なノウハウを有した優秀な人材をいかに育成・獲得していくかが重要と考えており、継続的な募集、教育・研修制度、人事・処遇制度の拡充により採用・定着を図るとともに、各分野で蓄積してきたノウハウを相互に指導活用することで、社員の「人財化」を推進しておりますが、現在、全世界的に IT 人材や高スキル人材の人材不足が生じております。

これを踏まえ、当社では、①モバイルデータソリューション事業において、M&A、資本・業務提携等により、当社グループにはないコア技術の獲得・利用を行うこと、②新規 IT 関連事業における、販促・マーケティング活動の積極化による市場・顧客の開拓、及びニーズの掘り起し、③モバイルデータソリューション事業における事業領域の拡大に伴う管理工数の増加、新規 IT 関連事業における市場・顧客の開拓、及びニーズの掘り起しに対応が可能な IT 人材や高スキル人材の獲得及び教育の重要性が高まっていると認識しております。

これらの課題を解決することを目的として当社に対する投資先を検討していたところ、複数の上場会社へ投資機会等の情報提供やコンサルティングサービスを提供している実績のあるアドバンテッジアドバイザーズ株式会社（代表者：代表取締役 笹沼泰助 住所：東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号 虎ノ門タワーズオフィス、以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。）から、同社が投資機会の情報提供等のサービスを提供しているファンドの中でも、複数の上場会社、とりわけ IT 業界への投資実績かつ信頼性を有する者により運営されるファンドを紹介されました。当社は、モバイルデータソリューション事業及び新規 IT 関連事業に必要な成長資金を調達し、また、アドバンテッジアドバイザーズとの協力関係を強化することによって、企業価値を向上させることを目的として、当該ファンドに対する第三者割当による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行を決議しました。

- (注) 1 デジタルフォレンジックとは、犯罪捜査解決や裁判の証拠収集を目的にデジタル機器を調査することをいう。
- 2 M2M とは、Machine to Machine の略で、機器間通信のことをいう。
- 3 IoT とは、Internet of Things の略で、モノがインターネットのように情報交換することにより相互に制御する仕組みのことをいう。
- 4 AR とは、Augmented Reality の略で、人が知覚する現実環境をコンピュータにより確認する技術のことをいう。
- 5 O2O とは、Online to Offline の略で、ネット上からネット外の購買行動に影響を与える施策のことをいう。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,809,994,676	14,978,000	1,795,016,676

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用は、主に、財務代理人費用、弁護士費用、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

3. 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

手取概算額 1,795,016,676 円（本新株予約権 1,501,692,372 円、本新株予約権付社債 293,324,304 円）につきましては、一層の事業拡大及び収益力の向上のための資金に、2024 年 12 月までに充当する予定であります。かかる資金の内訳については以下のとおりです。

なお、調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

差引手取概算額の内訳として、本新株予約権付社債による差引手取概算額 293,324,304 円につきましては、主に人材採用及び教育に関連する費用及び新規 IT 関連事業における販促・マーケティング費用に係る投資に充当する予定です。また、本新株予約権による差引手取概算額 1,501,692,372 円につきましては、モバイルデータソリューション事業・新規 IT 関連事業に関連する M&A 資金、人材採用及び教育に関連する費用及び新規 IT 関連事業における販促・マーケティング費用の各使途に、この優先順序で充当する予定です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① モバイルデータソリューション事業・新規 IT 関連事業に関連する M&A 資金	1,400 (本新株予約権付社債 0、 本新株予約権 1,400)	2021 年 1 月～2024 年 12 月
② 人材採用及び教育に関連する費用	250 (本新株予約権付社債 200、 本新株予約権 50)	2020 年 4 月～2024 年 12 月
③ 新規 IT 関連事業における販促・マーケティング費用	145 (本新株予約権付社債 93、 本新株予約権 51)	2020 年 1 月～2024 年 12 月

<手取金の使途について>

① モバイルデータソリューション事業・新規 IT 関連事業に関連する M&A 資金

当社グループは現在、モバイルデータソリューション事業ではデータを抽出する技術、新規 IT 関連事業ではデータ通信を行う技術などを活かし、事業展開を図っております。モバイルデータソリューション事業において法執行機関、軍、諜報機関セクターと契約を結び、堅調に成長しており、今後は犯罪捜査時のデータ解析の正確性・迅速性などが重要になってきます。また、新規 IT 関連事業ではセキュリティの強化などがさらに重要となると考えております。当社は、これらの両分野にまたがるようなデータ分析を正確かつ迅速に行い、データを保護するためのセキュリティをより幅広く活用できる製品・サービスを揃えていくことで当社グループの企業価値の向上に繋がると考えております。その一環として、当社グループでは保有していない技術である、これらの分野に共通するデータを保護するセキュリティや法執行機関向けのデータ処理に特徴のあるコア技術を持った企業などの M&A を行うことで、さらなる成長ができると考えております。相手方については既存事業とのシナジーや競合製品との差別化などを基準にし、候補先を現在選定中であり、現時点において具体的な相手方が決定しているわけではありませんが、当社と同程度の規模の会社による過去事例における金額を参考として、2021 年 1 月から 2024 年 12 月において、M&A 費用として 1 件約 1,400 百万円を充当します。もっとも、M&A 費用に充当できなかった場合には、IP など当分野における技術獲得や新製品・サービス開発または調達に充当することを想定しており、資金使途の変

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

更決定をした際には、その内容を開示します。

なお、今回の資金調達方法においては当初の見込み総額が調達できない可能性があることから、本新株予約権の行使が進捗せず十分な資金を調達できなかった場合には、M&A の案件の規模を縮小する可能性があり、さらに場合によっては銀行からの融資を中心に新規の資金調達を目指します。

② 人材採用及び教育に関連する費用

当社グループは、モバイルデータソリューション事業のグローバルな成長による企業価値の向上、新規 IT 関連事業における市場・顧客の開拓、及びニーズの掘り起し、新機能の開発などの必要があり、人材の確保が急務となっておりますが、現在、IT 人材や高スキル人材の人材不足が生じております。また、当社グループにおける事業規模が拡大しており、それに対応した管理工数も増大し、当社グループが現在まで行っていた活動と異なる活動が多く発生しているため、それに対応することができる新たなスキルを持った人材の採用又は既存人材の教育が必要となっております。このため、モバイルデータソリューション事業・新規 IT 関連事業に 4 名程度、管理部門に 2 名程度の合計 6 名程度の人材採用を行い、また新規事業開発や行動変革などを目的とした全社の教育に関連する費用として、2020 年 4 月から 2024 年 12 月において、それぞれ採用及び当該期間の人件費 225 百万円及び教育費 25 百万円、合計で 250 百万円を充当します。なお、今回の資金調達方法においては当初の見込み総額が調達できない可能性があることから、本新株予約権の行使が進捗せず十分な資金を調達できなかった場合には、販売人件費の費用支出を抑制する可能性があり、さらに場合によっては新規の資金調達を目指します。

③ 新規 IT 関連事業における販促・マーケティング費用

当社では、2018 年 11 月にセンシングしたい場所に“おくだけ”ですすぐご利用できる「おくだけセンサ」を発売するなど、新規 IT 関連事業における新たな事業領域拡大を目指した戦略製品を発売しておりますが、売上規模は少額にとどまっております。そのため、これらの戦略製品の市場・顧客の開拓、及びニーズの掘り起しなどの活動が重要と考えております。当社では、これら戦略製品の売上の早期増加のための販促・マーケティング費用として、2020 年 1 月から 2024 年 12 月において、「おくだけセンサ」を扱う M2M 事業領域に 145 百万円（展示会などの広告宣伝に 50 百万円、調査等のマーケティングに 50 百万円、IT の販促ツール等に 45 百万円）を充当します。

なお、今回の資金調達方法においては当初の見込み総額が調達できない可能性があることから、本新株予約権の行使が進捗せず十分な資金を調達できなかった場合には、広告宣伝費の費用支出を抑制する可能性があり、さらに場合によっては新規の資金調達を目指します。

< 新株予約権及び新株予約権付社債による資金調達を選択する理由 >

当社は、企業価値向上と持続的な成長のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行が最も適した調達方法であるという結論に至りました。

- ① 公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調度を完了させることができ、かつ償還の必要がない反面、発行済株式数の増加が即時に発生するため、株価に大きな影響を及ぼす可能性があります。一方、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債による資金調達手法は、即時に希薄化が生じることがないことから、株価への影響が相対的に軽減されることが期待されます。また、新株予約権付社債のみを発行する場合、当社が償還義務を負う可能性のある負債が増えることから、資本性があり、かつ、希薄化の影響も抑制できる新株予約権を併せて発行することといたしました。
- ② 新株予約権による資金調度は、一般に、転換社債型新株予約権付社債と同様に即時の希薄化を避けることができる反面、当初想定していた時期、金額での資金調達ができない可能性があります。そこで、転換社債型新株予約権付社債と組み合わせることで、クローリング日にまとまった資金調達（総額 310,002,076 円）ができることとしております。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- ③ 銀行借入れにより調達した場合、満期での元本の返済が必要となる場所、転換社債型新株予約権付社債では将来的に株価が上昇し株式への転換が進む場合には、額面相当額の返済を要せず、財務基盤が強化することが期待されます。

また、株式価値の希薄化が生じる時期を可能な限り遅らせることができるよう割当予定先と協議した結果、本新株予約権付社債の調達資金による企業価値向上と持続的な成長を確認するために相当な期間として、2020年1月15日から2021年1月14日までの期間は本転換社債型新株予約権を行使しない旨を本引受契約で合意しております（①当社の各事業年度に係る連結の四半期損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件がクロージング日において満たされていなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合は除く。）。一方で、割当予定先は、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としていることから、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使が可能な期間において、当社普通株式の株価等を勘案の上で割当予定先が適切と判断した時点で、株式への転換が行われることとなります。以上の点により、既存株主の利益に配慮することを前提に当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが割当予定先の利益にもつながるため、本引受契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権及び本新株予約権付社債を発行することが最も適した調達方法であるという結論に至りました。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行による調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、企業価値の向上と株主利益の最大化に繋がることから、当社の経営上合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：黒崎 知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権及び本新株予約権付社債の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、価値算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項等及び本引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等及び本引受契約の諸条件並びに評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権の公正価値を算定しております。

なお、本新株予約権の行使価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、割当予定先と協議の結果、1,658円と決定いたしました。なお、この行使価額は、2019年12月19日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値1,658円と同額、1ヶ月の終値平均1,493円（小数点以下四捨五入。以下同じ。）に対して11.1%のプレミアム、3ヶ月の終値平均1,489円に対して11.3%のプレミアム及び6ヶ月の終値平均1,413円に対して17.3%のプレミアムとなります。また、本新株予約権の行使価額は、割当予定

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

先との協議により、各修正日ごとに各修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に修正されるものとし、当初の行使価額については2019年12月19日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額、下限行使価額については2019年12月19日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を25%下回る額に設定されており、発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また、行使価額の下方修正条項があり実質的に当初行使価額が上限である修正条件については、本新株予約権の発行により速やかな資金調達ができることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（1,108円）を赤坂国際会計による価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の払込金額は本新株予約権の公正な価値と同額と定められていることから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際会計に本新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本評価報告書を受領いたしました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権付社債の発行要項等及び本引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等及び本引受契約の諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、割当予定先との協議の結果、1,658円と決定いたしました。なお、この転換価額は、2019年12月19日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値1,658円と同額、1ヶ月の終値平均1,493円に対して11.1%のプレミアム、3ヶ月の終値平均1,489円に対して11.3%のプレミアム及び6ヶ月の終値平均1,413円に対して17.3%のプレミアムとなります。また、本新株予約権付社債の転換価額は、割当予定先との協議により、各修正日ごとに各修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に修正されるものとし、当初の転換価額については2019年12月19日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額、下限転換価額については2019年12月19日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を25%下回る額に設定されており、発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また、転換価額の下方修正条項があり実質的に当初転換価額が上限である修正条件については、本新株予約権付社債の発行により速やかな資金調達ができることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格（各社債の金額100円につき金100円）を赤坂国際会計による価値算定評価額（各社債の金額100円につき99.2円から101.6円）の範囲内で決定しております。また、本社債に本転換社債型新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益（本転換社債型新株予約権を付さずに本社債を発行していれば課されたであろう将来の利息の現在価値）と、本転換社債

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

型新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本転換社債型新株予約権の実質的な対価が本転換社債型新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではないこと、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権付社債に係る本評価報告書の結果を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本転換社債型新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本転換社債型新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本転換社債型新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本転換社債型新株予約権の実質的な対価は本転換社債型新株予約権の公正な価値を上回るものであることから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が当初行使価額 1,658 円によりすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数 904,700 株（議決権の数 9,047 個）及び本新株予約権付社債が当初転換価額 1,658 円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数 180,926 株（議決権の数 1,808 個）の合計数は 1,085,626 株（議決権の数 10,855 個）であり、これは、本有価証券届出書提出日現在の当社の発行済株式総数 22,597,900 株及び当社の総議決権の総数 225,403 個の 4.80%及び 4.82%にそれぞれ相当します。また、本新株予約権が下限行使価額 1,244 円によりすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数 1,205,780 株（議決権の数 12,056 個）及び本新株予約権付社債が下限転換価額 1,244 円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数 241,138 株（議決権の数 2,410 個）の合計数は 1,446,918 株（議決権の数 14,466 個）であり、これは、本有価証券届出書提出日現在の当社の発行済株式総数 22,597,900 株及び当社の総議決権の総数 225,403 個の 6.40%及び 6.42%にそれぞれ相当します。しかし、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、①モバイルデータソリューション事業・新規 IT 関連事業に関連する M&A 資金、②人材採用及び教育に関連する費用、③新規 IT 関連事業における販促・マーケティング費用に充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資するものと考えております。当社株式の過去 2 年間（2017 年 12 月から 2019 年 12 月まで）の 1 日当たりの平均出来高は 274,660 株であり、直近 6 か月間（2019 年 6 月から 2019 年 12 月まで）の同出来高においても 245,723 株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が当初行使価額 1,658 円によりすべて行使され、本新株予約権付社債が当初転換価額 1,658 円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数 1,085,626 株を行使期間である 5 年間で行使売却するとした場合の 1 日当たりの数量は 595 株となります。また、本新株予約権が下限行使価額 1,244 円によりすべて行使され、本新株予約権付社債が下限転換価額 1,244 円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数 1,446,918 株を行使期間である 5 年間で行使売却するとした場合の 1 日当たりの数量は 793 株となり、上記過去 2 年間の 1 日当たりの出来高の 0.29%、過去 6 か月間の同出来高の 0.32%程度となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(2019 年 12 月 20 日現在)

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

① 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号

(1) 名称	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成の目的	主として日本国内の金融商品取引所に上場されている会社等が発行するエクイティ及びエクイティ関連証券に対するマイノリティ投資を行うこと	
(5) 組成日	2018年1月11日	
(6) 出資額の総額	77.1億円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	InfleXion II GP, L.P. 1% その他の出資者については、日本国内の事業会社3社、銀行2社及び投資事業有限責任組合1つで構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	InfleXion II GP, Inc.
	所在地	c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
	代表者の役職・名称	Director : Douglas R. Stringer
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	出資額	1米ドル
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員、当該ファンドの出資者（現出資者を含む）並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

② InfleXion II Cayman, L.P.

(1) 名称	InfleXion II Cayman, L.P.	
(2) 所在地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	the Exempted Limited Partnership Law of the Cayman Islands	
(4) 組成の目的	主として日本国内の金融商品取引所に上場されている会社等が発行するエクイティ及びエクイティ関連証券に対するマイノリティ投資を行うこと	
(5) 組成日	2018年10月16日	

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(6)	出資額の総額	30.0億円	
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	Inflexion II Cayman GP, L.P. 1% その他の出資者については、海外法人4社及び個人1名で構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。	
(8)	業務執行組合員の概要	名称	Inflexion II Cayman GP, Inc.
		所在地	c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
		代表者の役職・名称	Director : Douglas R. Stringer
		事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
		出資額	1米ドル
(9)	国内代理人の概要	該当なし。	
(10)	上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
		上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員、当該ファンドの出資者（現出資者を含む）並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当なし。	

③ フラッグシップアセットマネジメント投資組合 86号

(1)	名称	フラッグシップアセットマネジメント投資組合 86号	
(2)	所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
(3)	設立根拠等	民法に規定する任意組合	
(4)	組成の目的	投資	
(5)	組成日	2019年7月19日	
(6)	出資額の総額	44百万円	
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	業務執行組合員である株式会社フラッグシップアセットマネジメント（出資比率:99.98%）と、1名の一般組合員（個人）（出資比率:0.02%）から出資されております。	
(8)	業務執行組合員の概要	名称	株式会社フラッグシップアセットマネジメント
		所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	代表者の役職・氏名	代表取締役 馬場勝也
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	資本金	10 百万円
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員、当該ファンドの出資者（現出資者を含む）並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※ なお、当社は、割当予定先及びその業務執行組合員並びにその役員、並びに割当予定先の全出資者（以下「割当予定先関係者」と総称します。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（代表者：羽田寿次、住所：東京都港区赤坂 2-8-11-406）に調査を依頼し、同社からは、公開情報と各種データベース（主な情報ソース：各種公開情報・公簿／デスクトップサーチ（各種有料データベース、メディア記事、ウェブ上でアクセス可能な情報等））から遍く関連情報を収集するとともに、必要に応じ人的情報源を通じた情報収集と関係先現地での調査を行ったとの報告を受けております。

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領しております。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① 割当予定先を選定した経緯及び理由

本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当予定先として投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号、Inflexion II Cayman, L.P. 及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 86 号を選定した理由は次のとおりです。

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、今後企業価値向上と持続的な成長を図る方針です。かかる方針に基づく必要資金の調達及び財務戦略等について検討するに際して、2018 年 12 月頃に当社が連絡を受け、それ以降継続的に経営方針・経営戦略等に関する情報交換を行っていた株式会社アドバンテッジパートナーズへ相談したところ、同社を通じて、当社への事業上の支援やネットワークを通じた情報提供が見込まれ、複数の上場会社への投資実績があり信頼性を有するアドバンテッジアドバイザーズを紹介されました。当社は、アドバンテッジアドバイザーズより、当社への経営上のアドバイスやネットワークを通じた情報（事業パートナーや M&A 案件などの情報。以下同じです。）の提供が可能である旨の連絡を受けました。またアドバンテッジアドバイザーズより、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、製造業界に属する複数の上場会社への投資実績を有し信頼性のあるアドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供しているファンドを割

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

当予定先候補として紹介されました。アドバンテッジアドバイザーズは、サービスを提供するファンドの投資リターンを最大化するために、ファンドの投資先である上場会社に対して経営及び財務に関するアドバイスの提供と、自社のネットワークを活用した情報提供を行っております。当社は、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供しているファンドに対して本新株予約権及び本新株予約権付社債の第三者割当を行うことにより、資金調達のみならず、経営改善指導を受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると判断しました。すなわち、調達資金を、①モバイルデータソリューション事業・新規 IT 関連事業に関連する M&A 資金、②人材採用及び教育に関連する費用、③新規 IT 関連事業における販促・マーケティング費用に充当することで、企業価値向上と持続的な成長を図るとともに、アドバンテッジアドバイザーズの複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績から培われた経営及び財務に関する専門知識に基づく戦略的なアドバイスと豊富なネットワークの活用とを両立させ、かつ、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により利息の負担が少なく多額の資金を確実かつ迅速に調達できるとともに、本新株予約権が当社の想定どおりに行使された場合には当社の財務基盤の強化に資するものであり、これらにより当社の企業価値の向上を図ることができると判断し、かかる製造業界への投資実績及び信頼性を有する者により運営されるファンドである投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号、Inflexion II Cayman, L.P. 及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 86 号を第三者割当の割当予定先として、2019 年 11 月頃に選定いたしました。また、アドバンテッジアドバイザーズとは、2019 年 12 月 20 日付で、事業ポートフォリオの再構築支援、M&A・PMI 支援、大手営業先・提携先の紹介、中計策定支援、人材採用協力、その他当社とアドバンテッジアドバイザーズが別途合意する業務を内容とした事業提携契約の締結を予定しております。なお、当社とアドバンテッジアドバイザーズとの事業提携に関する詳細につきましては、本日付公表の当社プレスリリース「事業提携に関するお知らせ」も合わせてご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的として、本新株予約権及び本新株予約権付社債を中長期的に保有する方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。ただし、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ保有又は売却する可能性があるほか、下記「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換を行った場合には、行使又は転換により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しております。なお、上記「1. 募集の概要 第 8 回新株予約権 (9) その他」及び「1. 募集の概要 第 1 回新株予約権付社債 (9) その他」に記載のとおり、2020 年 1 月 15 日から 2021 年 1 月 14 日までの期間は、原則として、割当予定先は本転換社債型新株予約権を行使できない予定です。なお、本新株予約権は、会社法第 236 条第 1 項 6 号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、当社と割当予定先が締結する割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。取締役会の決議による当社の承認を以って新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を開示いたします。また、本新株予約権付社債についても同様の取り扱いをします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在につ

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

いては、本新株予約権及び本新株予約権付社債のそれぞれの割当予定先の取引銀行が発行する残高証明書（投資事業有限責任組合インフレクションII号については2019年12月13日付、Inflexion II Cayman, L.P.については2019年12月13日付、フラッグシップアセットマネジメント投資組合86号については2019年12月13日付）を入手し、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行価額の払込みに足る現金預金を保有していることを確認しております。なお、当社は、割当予定先より、書面にて、当該残高証明書に記載の現金預金のうち本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行価額の払込みに必要な金額については、かかる払込みに充当する旨を確認しております。

かかる確認結果を踏まえ、当社は、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行価額の払込みに確実性があると判断しております。

一方、本新株予約権の行使に必要な金額の全額を確認することはできておりませんが、投資事業有限責任組合インフレクションII号は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換を行い、行使又は転換により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しており、また、Inflexion II Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合86号は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換を行い、行使又は転換により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を繰り返し行うことを予定しているため、現時点で本新株予約権の行使のために資金を確保しておくことが必要ではありません。アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供するファンドは、当社を含む多数の会社の新株予約権や新株予約権付社債も引き受けておりますが、それらの会社の中には本件と概ね同様のスキームが採用されているものがあり、新株予約権の行使又は新株予約権付社債の転換により取得した当該会社の株式を売却することで新株予約権の行使に必要な資金を調達する旨を聴取により確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2019年9月30日現在）		募集後	
東海エンジニアリング株式会社	18.93%	東海エンジニアリング株式会社	18.06%
株式会社藤商事	4.17%	株式会社藤商事	3.98%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	4.13%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.94%
INTERACTIVE BROKERS LLC(常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会 社)	3.66%	INTERACTIVE BROKERS LLC(常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会 社)	3.49%
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	3.40%	UBS AG LONDON ASIA EQUITIES(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	3.24%
内海倫江	3.02%	投資事業有限責任組合インフレクション II号	3.10%
渡辺恭江	3.02%	内海倫江	2.88%
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.(常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	3.01%	渡辺恭江	2.88%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会 社)	3.01%	OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.(常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	2.87%

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.85%	CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会 社)	2.87%
---	-------	--	-------

- (注) 1 募集前の大株主及び持株比率は、2019年9月30日現在の所有株式数に係る議決権数を、同日の総議決権数で除して算出しております。
- 2 募集後の大株主及び持株比率は、2019年9月30日現在の総議決権数に、本新株予約権が行使価額1,658円によりすべて行使され、また本新株予約権付社債が転換価額1,658円によりすべて転換された場合に交付される当社普通株式1,085,626株に係る議決権の数を加えて算定しております。
- 3 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
- 4 2019年10月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社が2019年9月30日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認はできませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区大手町1-3-1	865,700	3.83

- 5 2019年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村証券株式会社及びノムラインターナショナルピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)が2019年9月30日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認はできませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	296,737	1.31
ノムラインターナショナルピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	148,700	0.66
ノムラ セキュリテーズ インターナショナル(NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.)	Worldwide Plaza 309 West 49 th Street New York, New York 10019-7316	0	0

- 6 2019年11月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド(Credit Suisse Securities (Europe) Limited)及びクレディ・スイス証券株式会社並びにクレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)が2019年10月31日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認はできませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド (Credit Suisse Securities (Europe) Limited)	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア	1,048,322	4.64
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	72,500	0.32
クレディ・スイス・エイ・ジー (Credit Suisse AG)	スイス国チューリッヒ、8001、パラデプラッツ8番地	33,300	0.15

8. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行が当社グループの今期の業績に与える影響は軽微であります。当社は、今回の第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により、当社の自己資本の充実と財務基盤の健全化・強化を図りながら、今後アドバンテッジアドバイザーズから得られる助言により、厳しい経済環境の下でも経営改革を推し進めることができると考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権付社債全てが普通株式に転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単位：百万円）

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
連結売上高	24,698	26,297	25,243
連結営業利益又は連結営業損失(△)	141	△1,074	△200
連結経常利益又は連結経常損失(△)	△221	△1,102	△352
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△581	△1,293	△985
1株当たり連結当期純利益、又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△25.88	△57.39	△43.63
1株当たり配当金(円)	20.00	20.00	20.00
1株当たり連結純資産(円)	604.52	485.04	381.61

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2019年12月20日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	22,597,900 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	254,602 株	1.12%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始 値	742 円	705 円	850 円
高 値	772 円	975 円	1,761 円
安 値	625 円	393 円	731 円
終 値	707 円	855 円	1,658 円

② 最近6か月間の状況

	2019年 7月	2019年 8月	2019年 9月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月
始 値	1,328 円	1,390 円	1,309 円	1,441 円	1,452 円	1,421 円
高 値	1,493 円	1,403 円	1,543 円	1,548 円	1,590 円	1,761 円
安 値	1,310 円	1,208 円	1,267 円	1,391 円	1,382 円	1,410 円
終 値	1,403 円	1,301 円	1,438 円	1,481 円	1,419 円	1,658 円

(注) 2019年12月の株価については、2019年12月20日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	2019年12月19日現在
始 値	1,666 円
高 値	1,688 円
安 値	1,631 円
終 値	1,658 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要領

別紙ご参照。

以 上

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

サン電子株式会社
第 8 回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称
サン電子株式会社第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期日
2020 年 1 月 6 日
3. 割当日
2020 年 1 月 6 日
4. 払込期日
2020 年 1 月 14 日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合インフレクション II 号	6,098 個
Inflexion II Cayman, L.P.	2,217 個
フラッグシップアセットマネジメント投資組合 86 号	732 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権 1 個の行使請求により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、165,800 円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする（1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。
なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、第 9 項第(3)

号に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

7. 本新株予約権の総数

9,047 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 1,108 円（本新株予約権の払込総額金 10,024,076 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 本新株予約権 1 個の行使に際し、出資される財産の価額は、165,800 円とする。

(2) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「行使価額」という。）は、1,658 円とする（当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。）。なお、行使価額は次項第(1)号乃至第(7)号に定めるところに従い調整されることがある。

(3) 2020 年 7 月 14 日及び 2021 年 7 月 14 日（修正日）まで（当日を含む。）の 5 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を 1 円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、1,244 円をいう（但し、次項第(1)号乃至第(4)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{発行又は} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1 株当たりの発行} \\
 \text{又は処分価額}
 \end{array}
 }{
 \text{時価}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通株式数} \\
 + \\
 \text{発行又は処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価（本項第(3)号(ロ)に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株

予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) その他

(イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

(ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号又は第(4)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を

算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づき調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 前項により行使価額の修正を行う場合、又は本項第(2)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2020年1月15日から2025年1月14日（但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

13. 本新株予約権の取得事由

当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 1,108 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要さないものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,108円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、2019年12月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。

19. 行使請求受付場所

サン電子株式会社 総務部

(愛知県江南市古知野町朝日 250 番地)

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 江南支店

(愛知県江南市古知野町朝日 46 番地)

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼社長又はその代理人に一任する。

(3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

サン電子株式会社
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 募集社債の名称
サン電子株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額
金 299,978,000 円
3. 各社債の金額
金 6,122,000 円の 1 種。各社債の口数は 49 口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本新株予約権付社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
5. 払込金額
各社債の金額 100 円につき金 100 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
6. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

7. 利率

年率 0.3%

8. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

9. 申込期日

2020年1月6日

10. 本新株予約権の割当日及び本社債の成立日

2020年1月6日

11. 本社債の払込期日

2020年1月14日

12. 募集の方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合インフレクション II 号	33 個
Inflexion II Cayman, L.P.	12 個
フラッグシップアセットマネジメント投資組合 86 号	4 個

13. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2025年1月14日（償還期限）にその総額を各社債の100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第(2)号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 当社に生じた事由による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）

の 30 日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が 100%を超える場合には、各社債の金額 100 円につき金 100 円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが 100%以下となる場合には、各社債の金額 100 円につき金 100 円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式 1 株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第 16 項第(3)号(ハ)①(i)に定義される。）で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる 5 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該 5 連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において第 16 項第(3)号(ハ)③及び⑤に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第 16 項第(3)号(ハ)②乃至⑤に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号(イ)①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(イ)②に基づく通知が行われた場合には、本号(イ)②の手続が適用される。

③ スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ロ) 社債権者の選択による繰上償還

① 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50%超となった場合

② 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2023 年 1 月 14 日（但し、同日に先立ち財

務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の各事業年度に係る連結損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

③ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第604条の2第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

④ 連結子会社の異動による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.が当社の連結子会社に該当しないこととなる当該子会社の株式の処分又はこれと同等の経済的効果を有する同子会社の事業の全部又は一部の譲渡若しくは会社分割その他の行為が行われた、当該行為に係る決

議が行われた、又はそれらの合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を下記の金額で繰上償還することを請求する権利を有する。

連結子会社の異動による繰上償還の金額は以下のとおりとする。なお、償還日が以下に掲げる2つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる2つの日付に対応する各社債の金額100円あたりの償還金額に基づきかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。但し、日付に関する補間については1年を365日とする。

償還日	各社債の金額100円あたりの償還金額
2020年1月14日	100円
2021年1月14日	130円
2022年1月14日	130円
2023年1月14日	130円
2024年1月14日	140円
2025年1月14日	150円

- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

14. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、2020年7月14日を第1回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年1月14日及び7月14日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、その日までの前半年分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。
- (2) 利払日が東京における銀行休業日にあたる時は、その支払いを当該利払日の

直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使の効力発生日から後は、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から 10 営業日以内に支払う。
- (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（同日を含む。）から弁済の提供がなされた日（同日を含む。）までの期間につき、年 14.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。

15. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。

16. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 49 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - (イ) 種類
当社普通株式
 - (ロ) 数
本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元

未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

(i) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、1,658円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至⑤に定めるところに従い調整されることがある。

(ii) 2020年7月14日及び2021年7月14日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、1,244円とする(但し、本号(ハ)②乃至⑤に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。))。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

③ 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価(本号(ハ)④(ii)に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当

社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したものとして本(iii)を適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条

項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本号(ハ)③(iv)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(ハ)③又は本号(ハ)⑤に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。ま

た、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号(ハ)①(ii)により転換価額の修正を行う場合、又は本号(ハ)②乃至⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2020年1月15日から2025年1月9日(第13項第(2)号

(イ)①乃至③並びに同(ロ)①乃至④に定めるところにより、本社債の全部が繰上償還される場合には、当該償還日の2営業日前)までの間(以下「行使期間」

という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
 - (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
 - (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 22 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (ロ) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後、これを撤回することができない。
- (10) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

- (11) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (12) 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、第13項第(2)号(イ)①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。
この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第16項第(3)号(ハ)①(ii)と同様の修正及び第16項第(3)号(ハ)②乃至⑤と同様の調整に服する。
- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生

日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本項第(5)号に準ずる制限に服する。
- (ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項第(6)号に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合
本号に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別

に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

17. 特約

(1) 担保提供制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位担保権を設定する。
- (ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (イ) 第13項又は第14項の規定に違背したとき。
- (ロ) 本項第(1)号の規定に違背したとき。
- (ハ) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
- (ホ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ヘ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

19. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

20. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は愛知県においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

21. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

22. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

23. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

24. 財務代理人

本社債の財務代理人は株式会社三菱UFJ銀行とする。

財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。

財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

25. 準拠法

日本法

26. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上